三十四、みのや製菓株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第二十八号

排除命令

石川県金沢市西金沢町ヘ八十三番地

みのや製菓株式会社

右代表者　代表取締役　箕輪昭夫

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、みのや製菓株式会社は、その販売する小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品およびこれと同種の観光土産品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容量は、包装箱の総容積の約三割弱に相当する量しかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただ

し、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

みのや製菓株式会社（以下「みのや製菓」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

みのや製菓は、小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品（別添写真参照）を昭和三十八年頃から自社工場において製造し、石川県、長野県その他の地域に販売している。

小売価額百円の「くるみ餅」と称する商品を詰めた観光土産品は、くるみ餅七個が縦二十七・二センチメートル、横十四センチメートル、高さ二・二センチメートル（総容積約八百三十七・七立方センチメートル）の包装箱に詰められ、その包装箱の周囲は、幅二センチメートルから二・二センチメートルにいたる波状の縁取りがほどこされ、その箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、あたかも外見からは、くるみ餅が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、前記波状の縁取りの下に幅一・二センチメートルの枠がほどこされ、また、ボール紙で高さ一・一センチメートルにあげ底されており、その上に本体である縦十一センチメートル、横三・五センチメートル、厚さ〇・九センチメートルの「くるみ餅」にこれと同形で厚さ〇・三センチメートルの段ボール紙を合わせて、セロハン紙で包んだものを七個（本体総体積約二百四十二・五立方センチメートル）ならべたものであつて、結局これらの総体積は、包装箱の総体積の約三割弱にすぎない。

よつて、みのや製菓は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、みのや製菓の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子